

第4回 伊勢市宿泊税検討委員会 説明資料

令和7年2月26日

本資料の構成

1	これまでの検討委員会のふりかえりp2
2	第4回検討委員会での論点p5
2-1	特別報償金等宿泊事業者への支援方針p6
2-2	具体的な運用方法についてp7
2-3	見直し時期と検証体制p7
3	答申書(案)と報告書(案)p8
4	今後のスケジュールp9

1 これまでの検討委員会のふりかえり

1-1 第1回検討委員会のふりかえり

(1) 内容

- 伊勢市の観光を取り巻く現状
- 観光財源について
- 宿泊税の概要
- アンケート調査の実施について

(2)まとめ

- 宿泊税も含めた財源を検討する
- 伊勢市で宿泊税を導入する目的や用途を明確化する
- 宿泊事業者への負担軽減策を検討する

1-2 第2回検討委員会のふりかえり

(1) 内容

- 伊勢市における宿泊税の妥当性
 - 伊勢市で宿泊税を導入する目的や用途
 - 宿泊事業者への負担軽減策について
 - 先行導入自治体における宿泊税の制度内容
 - 宿泊事業者アンケート・観光客アンケート調査結果とヒアリング内容の共有
 - 伊勢市の宿泊税税制概案の提案
- 第1回検討委員会からの検討事項

(2) まとめ

【合意事項】

- 市税としての宿泊税を前向きに検討

【引き続いての検討事項】

- 宿泊税の制度内容の見直し
- 入館料の取り扱い

1-3 第3回検討委員会のふりかえり

(1) 第3回検討委員会の内容

- 宿泊税の使途と税制内容(再)
- 入館料の取り扱いについて
- 宿泊税の検証について

第2回検討委員会からの検討事項

(2) まとめ

【合意事項】

- 使途の方向性、主な税制概要 ※下記検討事項を除く
- これまでの議論を踏まえた答申書(案)、報告書(案)の準備

【引き続いての検討事項】

- 特別報償金等宿泊事業者への支援について
- 具体的な運用方法について
- 見直し時期と検証体制

2 第4回検討委員会での論点

- (1) 第3回検討委員からの検討事項
 - 特別報償金等宿泊事業者への支援方針
 - 具体的な運用方法について
 - 見直し時期と検証体制
- (2) 答申書(案)と報告書(案)

2-1 特別報償金等宿泊事業者への支援方針

【先行導入自治体の検討動向】

- 特別徴収義務者への特別報償金については、宿泊税導入(検討)自治体の多くで交付している。
- 特別報償金のベースは、2.5%。
導入当初や申告方法で加算措置をとる自治体や上限額を設定する自治体がみられる。
- 特別報償金とは別に、システム整備費等の一部を補助する取組も見られ、近年宿泊税導入を検討している自治体の多くで設置が予定されている。

<設置例>

- システム整備費（既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助）
 - 長崎市 補助率1/2で最大50万円
 - 常滑市 50万円まで全額、50万円を超える分は1/2で計最大100万
- システム整備費及び宿泊税の導入に伴うパンフレット等の修正に要する費用の一部を補助
 - 熱海市 補助率1/2で最大50万円
- 導入支援交付金(使途に制約なし)
 - 二セコ町 客室数に応じて5万円から100万円、民泊は3万円

【伊勢市の方針】

- 特別報償金は、2.5%とし、システム整備費等の補助制度の設計を検討する。

2-2 具体的な運用方法について

- 入館料の取り扱いを含む具体的な運用方法については、宿泊事業者向け説明会等で対応していく。
- 「宿泊」の基本的な考え方は、旅館業法に基づく「宿泊」とする。
 - 旅館業法 第2条第5項
この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう

2-3 見直し時期と検証体制

- 制度等の見直し見直し時期については、原則5年としつつ、社会情勢等の変化により問題が生じた場合は直ちに見直しを検討する。
- 宿泊税を活用した使途や制度等の見直し等の検証に向け、行政内部だけではなく行政外も含めた検証体制を整える。

3 答申書(案)と報告書(案)

- 答申書と報告書は本検討委員会として作成するものです。
- 本日の議論を含めた内容に修正をした後、検討会から市への答申として市長へ提出します。
- 答申書を市が受け取った後、検討会における答申内容を踏まえ、行政内外の関係各所と調整を行った後、制度内容等について市の考えを決定することになります。

4 今後のスケジュール

※令和8年4月に導入すると仮定した場合のスケジュール

内容	市へ答申	市税制案の作成・関係者説明	市議会への説明	パブリックコメントの実施	条例案の提出	総務省協議	事業者説明会の実施
							観光客等への周知
							特別徴収義務者経営申告受付 宿泊事業者システム改修
日程案	R 7 3月	R 7 3月	R 7 3月	R 7 3月 ~4月	R 7 6月	R 7 6月 以降	R 7 下半期~